

## 身体障害者手帳について



障害者福祉制度に  
ついてのお知らせ  
パート1

目、耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障害のある方に、知事から交付される手帳です。障害の範囲は、「視覚障害」「聴覚障害」「平衡機能障害」「音声機能、言語機能の障害」「そしゃく機能の障害」「肢体不自由」「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害」に分けられ、障害の程度は、重い方から順に1級～6級まで分けられています。

○申請手続きに必要なものは？

▼新規申請 身体障害者手帳交付申請書・指定医師の診断書

・写真(たて4cm×よこ3cm) ・印鑑

※様式は福祉課及び各支所福祉担当係にあります。

※手帳申請から交付まで約1ヶ月～2ヶ月かかります。

▼等級変更・障害名追加 新規申請と同様です。

▼変更届 氏名や住所が変わったときは、身体障害者手帳を持って福祉課または内牧・波野支所福祉担当係に届出をしてください。

▼再交付申請 身体障害者手帳を紛失又は破損したときは、身体障害者手帳再交付申請書・身体障害者手帳(破損の場合)・写真(たて4cm×よこ3cm)・印鑑を持って福祉課で申請してください。

※様式は福祉課及び各支所福祉担当係にあります。

▼手帳の返還 身体障害者手帳をお持ちの方が死亡されたときは、身体障害者手帳を持って福祉課または各支所福祉担当係に届出をしてください。

▼転出のとき 転出先の福祉担当課で手続きをしてください。

## 障害者の手当等について

### 1. 特別障害者手当

特別障害者手当は、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に対して手当を支給します。

<以下に該当される方は支給制限があります>

- (1) 受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき(受給資格者の所得には非課税である障害基礎年金を含みます)
- (2) 身体障害者更正施設等の社会福祉施設に入所している方
- (3) 病院・診療所・老人保健施設に3ヶ月を超えて入院(入所)している方

【手当額】月額26,440円(金額は変更があります)

【支給月】2月・5月・8月・11月が支給月です。

### 重度心身障害者 医療費助成制度

重度の心身障害者(児)が保険等で医療を受けた場合は、その一部について市が助成します。

▼対象者

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、福祉手当受給者

▼助成額

外来の場合

医療費/月-1,020円=助成額

入院の場合

医療費/月-2,040円=助成額

※1つの医療機関ごとに上記の負担金(1,020円・2,040円)が必要です。

※高額療養費・付加給付額を除きます。

※入院時食事療養費の標準負担額など該当しないものもあります。

### 阿蘇市身体障害者等 地方年金制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳のいずれかを持ち、毎年12月1日現在において、市に引き続き1年以上居住している方に5,000円を12月に支給するものです。※福祉施設に入所している方は除きます。

### 2. 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障害児(20歳未満)に対して手当を支給します。

<以下に該当される方は支給制限があります>

- (1) 受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき
- (2) 肢体不自由児施設等に入所している方
- (3) 障害を支給事由とする年金給付をうけている方

【手当額】月額14,380円(金額は変更があります)

【支給月】2月・5月・8月・11月が支給月です。

問い合わせ先

阿蘇市役所福祉課(福祉事務所) 総合福祉係  
(TEL 22-3145、FAX 23-1512)

